

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十六号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九号様式の三中注を削る。

第八十八号様式(表)中

- 「◆納税証明書は車検の際に車検証の返付を受けるために必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管してください。」
- 「◆車検時の納税確認については、電子的に納税情報を確認できるシステム（JNKS）が導入されており、滞納がなければ、運輸支局で納税証明書を提示することなく車検が受けられます。」
- ◆車検を整備業者に依頼される場合は、この納税証明書をお預けください。
- ◆上記の有効期限までに自動車の名義を変更される際は、この納税証明書も一緒に渡してください。
- さい。 」 が必要となる日数は異なります。 」

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。